

○福島市水道条例

昭和三十五年三月三十一日条例第三十五号

福島市水道条例

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 給水装置の工事及び費用（第七条—第十三条）

第三章 給水（第十四条—第二十五条）

第四章 料金、加入金及び手数料（第二十六条—第三十七条）

第五章 管理（第三十八条—第四十四条）

第六章 貯水槽水道（第四十五条・第四十六条）

第七章 補則（第四十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、福島市（以下「市」という。）水道事業の給水についての料金及び給水装置の管理その他供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第二条 給水区域は、別表第一のとおりとする。

（給水装置の定義）

第三条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第四条 給水装置は、次の二種とする。

- 一 専用給水装置 一世帯又は一個所で専用するもの
- 二 私設消火栓 消防又は消防の演習の用に供するもの

第五条 削除

（給水用具の操作）

第六条 水道メーター（以下「メーター」という。）、消火栓その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める給水用具は、管理者の指定する者のほかこれを操作してはならない。

第二章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第七条 給水装置の新設、改造又は撤去の工事をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（申込みの取消し）

第八条 前条の場合において、工事申込者が次の各号の一に該当するにいたつたときは、当該工事の申込みを取り消したものとみなす。

- 一 承認に必要な要件を具備しないとき、又は必要な書類を提出しないとき。
- 二 工事施行に際し、工事申込者の責に帰すべき理由により工事に着手することができないとき。

（新設等の費用負担）

第九条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第十条 給水装置の新設、改造又は撤去の工事は、管理者又は管理者が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定による工事を指定給水装置工事事業者が施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後遅滞なく管理者の工事検査を受けなければならない。この場合において、配水管又は給水管から分岐する工事で立会いを必要とする場合は、管理者の指定する市職員の立会いを受けなければならない。

3 第一項の規定により工事を施行する場合には、管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 工事の施行に関し利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

5 指定給水装置工事事業者についての必要な事項は、管理者が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第十条の二 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第一項の規定による指定の権限は、法第十六条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（給水装置の修繕）

第十一条 給水装置の修繕（法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。

（工事費の算出方法）

第十二条 給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- 一 直接工事費
- 二 間接工事費
- 三 管理費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前二項に規定する工事費の算出に必要事項は、管理者が定める。

（給水装置の変更等の工事）

第十三条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、その給水装置の所有者の同意がなくても施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三章 給水

（給水の原則）

第十四条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上必要な場合その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市はその責を負わない。

（給水の申込み）

第十五条 水道を使用しようとする者又は第十七条の管理人は、管理者の定めるところによりあらかじめ給水の申込みをし、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第十六条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があつたときもまた同様とする。

2 給水装置に関する代理人の行為は、その給水装置所有者の行為とみなす。

（管理人の選定）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、この条例に定める事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- 一 専用給水装置を家事用として二世帯以上で共同使用者（以下「共同住宅居住者」という。）
- 二 その他管理者が必要と認めたる者
- 2 管理者は、前項の管理人が適当でないとき、変更させることができる。

第十八条及び第十九条 削除

（メーターの設置）

第二十条 使用水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項のメーターの位置は、管理者が定める。

（メーターの保管）

第二十一条 メーターは、市が設置し、水道使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、メーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠つたためにメーターを毀損し、又は亡失したときは、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用休止、廃止、用途変更等の届出）

第二十二条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- 一 水道の使用を休止し、又は廃止するとき。
- 二 メーターの口径（以下「口径」という。）を変更するとき、又は用途を変更するとき。
- 三 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - 一 水道使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
 - 二 給水装置の所有者に変更があつたとき。
 - 三 消防用として水道を使用したとき。
 - 四 管理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。

（私設消火栓の使用）

第二十三条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほかこれを使用してはならない。
2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、管理者の指定する市職員の立会いを受けなければならない。
(給水装置の管理上の責任)

第二十四条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水道水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があると認めるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が特に認めるときは、これを徴収しないことができる。
3 第一項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。
4 水道使用上については、家族、同居人、雇人等の行為といえども全て水道使用者等がその責任を負うものとする。
(給水装置及び水質の検査)

第二十五条 管理者は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から検査の請求があつたときは、速やかにその検査を行い、その結果を水道使用者等に通知するものとする。
この場合において、特別の出費を要したときは、その実費を徴収する。

第四章 料金、加入金及び手数料
(料金の徴収)

第二十六条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者又は管理人から徴収する。
2 管理人は、料金を共同住宅居住者から集金する。
3 管理人が前項の規定により集金した料金の支払を怠つたときは、共同住宅居住者が連帯して、その納入義務を負うものとする。
(料金)

第二十七条 料金は、別表第二に定める基本料金と水量料金との合計額に消費税法(昭和六十三年法律第八八号)の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。
2 前項の料金の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。
(個別需給給水契約)

第二十七条の二 管理者は、使用水量が一定量を超える水道の利用者と、個別に、基準となる使用水量(次項及び第三項において「基準水量」という。)を定めて、給水契約(次項及び第四項において「個別需給給水契約」という。)を締結することができる。
2 前項の個別需給給水契約を締結した場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二に定める基本料金と水量料金との合計額」とあるのは、「別表第二に定める基本料金及び基準水量までの水量料金並びに一立方メートルにつき別表第二の二の表専用給水装置の部一般用の項中一月当たりの使用水量に係る水量料金が最大のものの二分の一に相当する額として算出した基準水量を超える水量料金の合計額」とする。
3 前項の場合において、基準水量を超える水量料金として算出すべき一立方メートル当たりの水量料金の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。
4 前三項に定めるもののほか、個別需給給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。
(私設消火栓料金)

第二十八条 第二十七条の規定にかかわらず、私設消火栓により消火演習の用に水道を使用した場合の料金は、一回の使用時間十分ごとに六百五十円とし、その合計額に消費税法の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。この場合において、その料金の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。
(水量料金の算定)

第二十九条 水量料金は、あらかじめ管理者が定めた隔月の定例検針日(以下「定例日」という。)にメーターの検針を行い、その計量した使用水量をもつて定例日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合における使用水量は、各月均等とみなす。
2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、毎月の定例日にメーターの検針を行い、その計量した使用水量をもつて定例日の属する月分として水量料金を算定することができる。
3 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、前二項の定例日を変更することができる。
(水量の認定)

第三十条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。
一 メーターに異状があつたとき。
二 その他使用水量が不明のとき。
(料金算定の特例)

第三十一条 月の中途において水道の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合の料金は、次のとおりとする。
一 その使用日数が十五日以下のとき 基本料金の二分の一の額及び水量料金
二 その使用日数が十五日を超えたとき 基本料金及び水量料金
2 月の中途において口径又は用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多い口径又は用途の料率によつて算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径又は用途の料率により算定する。
3 水道の使用をやめた場合であつてもその届出がないときは、料金を徴収する。
(臨時使用の場合の申込み等)

第三十二条 緊急やむを得ない理由により一時的に水道水を必要とする者は、管理者に対し、使用目的、使用水量及び使用期間を届け出、その承認を受けなければならない。
2 前項の料金については、管理者が定める。
(無届使用に対する認定)

第三十三条 所定の届出をしないで水道を使用した者の使用を開始した日については、管理者が認定する。
(料金の徴収方法)

第三十四条 料金は、納入通知書により二月分をまとめて隔月徴収する。ただし、第二十九条第二項の規定による場合は、毎月徴収することができる。
(加入金)

第三十五条 加入金は、給水装置の新設又は改造(口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から別表第三に定める額に消費税法の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。
2 前項の加入金は、工事承認の際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、工事承認後徴収することができる。
(手数料)

第三十六条 手数料は、別表第四の区分により徴収するものとし、設計審査手数料、しゅん工検査手数料及び分岐立会手数料については、工事承認の際徴収し、各種証明手数料については、交付請求の際徴収し、指定手数料については、指定申請の際徴収する。ただし、設計審査手数料、しゅん工検査手数料及び分岐立会手数料については、管理者が特別の理由があると認めるときは、工事承認後徴収することができる。
(料金等の減免)

第三十七条 管理者は、公益上必要な場合その他特別の理由があると認めるときは、料金、加入金、手数料その他この条例により納入すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

第五章 管理
(給水装置の検査等)

第三十八条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。
2 管理者は、メーターの管理上又は検針上必要があると認めるときは、受水槽以下の装置について調査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。
3 前二項の場合における費用は、水道使用者等の負担とする。
(給水装置の基準違反に対する措置)

第三十九条 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和三十三年政令第三百三十六号)第六条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
2 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
(給水の停止)

第四十条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者又は管理人に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。
一 水道使用者等が第二十四条第二項の修繕費、第二十七条の料金、第二十八条の私設消火栓料金、第三十五条の加入金のうち同条第二項ただし書の加入金又は第三十六条の手数料のうち同条ただし書の手数料を指定期限内に納入しないとき。
二 水道使用者等が正当な理由がなくして第二十九条の使用水量の計量又は第三十八条第一項の検査を拒み、若しくは妨げたとき。
三 給水栓を汚染するおそれがある器物又は施設と連結して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。
(給水装置の切離し)

第四十一条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。
一 給水停止後も、前条各号に規定する事由を改めないとき。
二 給水装置所有者が六十日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
三 給水装置が使用休止の状態にあつて、将来使用見込みがないとき。

第四十二条 削除
(過料)

第四十三条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、五万円以下の過料を科することができる。
一 第七条の承認を受けなくて、給水装置を新設、改造又は撤去した者
二 正当な理由がなく第二十条第二項のメーターの位置を変更した者及び第二十九条の使用水量の計量、第三十八条第一項の検査若しくは第四十条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
三 第二十四条の給水装置の善良な管理義務を著しく怠つた者
四 第二十七条の料金、第二十八条の私設消火栓料金、第三十五条の加入金又は第三十六条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
第四十四条 市長は、詐欺その他不正の行為により第二十七条の料金、第二十八条の私設消火栓料金、第三十五条の加入金又は第三十六条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科することができる。

第六章 貯水槽水道

(市の責務)

第四十五条 管理者は、貯水槽水道（法第十四条第二項第五号の貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第四十六条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第三条第七項の簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第三十四条の二の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第七章 補則

(委任)

第四十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(福島市水道条例の廃止)

2 福島市水道条例（昭和三十六年条例第十五号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧条例第二十二條第二項の規定により、受水槽以下の装置に設置した市のメーターの取扱いについては、当分の間、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例の規定によつてした処分、手続、届出その他の行為は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例によつてしたものとみなす。

(飯野町の編入に伴う経過措置)

5 飯野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧飯野町水道条例（平成十二年飯野町条例第十四号。以下「旧飯野町条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

6 旧飯野町の給水区域における料金は、編入日以後に最初に計量し、又は認定した使用水量に係る月分の料金からこの条例の規定を適用し、同日前に計量し、又は認定した使用水量に係る月分の料金については、旧飯野町条例の例による。

7 編入日前に申込みがなされた旧飯野町の給水区域における給水装置の新設又は改造に係る加入金については、第三十五条第一項本文の規定にかかわらず、徴収しない。

8 編入日前に旧飯野町の給水区域において給水装置の新設又は改造をした者であつて、編入日以後に当該給水装置の改造をするものに対する第三十五条第一項ただし書の規定の適用については、当該編入日前の給水装置の新設又は改造をした際に当該新設又は改造に係る加入金を納入したものとみなし、当該編入日以後の給水装置の改造に係る口径に応ずる加入金の額と当該編入日前の給水装置の新設又は改造に係る口径に応ずる加入金の額の差額を加入金として徴収する。

9 編入日前に申込みがなされた旧飯野町の給水区域における給水装置工事に係る手数料については、旧飯野町条例の例による。

10 編入日前にした旧飯野町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧飯野町条例の例による。

(福島市茂庭地区簡易水道事業の移管に伴う経過措置)

11 福島市茂庭地区簡易水道事業の移管の日（以下「移管日」という。）前に旧福島市茂庭地区簡易水道条例（平成六年条例第十二号。以下「旧茂庭地区簡易水道条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

12 移管日前にした旧茂庭地区簡易水道条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧茂庭地区簡易水道条例の例による。

附 則（昭和五五年条例第五四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月分の水道料金から適用する。

附 則（昭和五六年条例第四二号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第三九号）

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年条例第一三三号）

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年条例第一九号）

この条例は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第二二二号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第一号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、昭和六十年四月分の水道料金から適用する。

附 則（昭和六〇年条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の福島市上水道事業の表中央地区の項の改正規定は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第三三三号）

この条例は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第四一四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年条例第一八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年条例第二八号）

この条例は、昭和六十二年十月五日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第二五号）

この条例は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第三一三号）

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成元年条例第一九号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条、第二十八条及び第三十五条の改正規定は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第二十七条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定された日が同月三十日後である水道の使用にあつては、当該確定されたものうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月三十日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、歴に従つて計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

附 則（平成元年条例第三二二号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島市水道条例の規定は平成元年三月十一日から適用する。

附 則（平成元年条例第四三三号）

この条例は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成二年条例第三三三号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島市水道条例の規定は、平成二年八月二十八日から適用する。

附 則（平成三年条例第一八号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島市水道条例の規定は、平成二年十一月二十八日から適用する。

附 則（平成七年条例第四五号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成七年十月一日から施行し、改正後の別表第二の規定は、平成七年十月分の水道料金から適用する。ただし、別表第四の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 口径一三ミリメートル、二〇ミリメートル及び二五ミリメートルの水道使用者の、平成七年十月分から平成九年三月分までの間の水道料金のうち水量料金については、改正後の別表第二水量料金の規定にかかわらず、次の表の水量料金とする。

種別及び用途		水量料金（一月につき）	
専用 給水 装置	一般用	使用水量一立方メートルから三立方メートルまで	無料
		使用水量四立方メートルから一〇立方メートルまで一立方メートルにつき	九〇円
		使用水量一一立方メートルから二〇立方メートルまで一立方メートルにつき	一三五円
		使用水量二一立方メートルから五〇立方メートルまで一立方メートルにつき	二〇〇円
	使用水量五〇立方メートルを超えるもの一立方メートルにつき	二六五円	
公衆浴場 用	使用水量一立方メートルから二〇〇立方メートルまで一立方メートルにつき	三五円	
	使用水量二〇〇立方メートルを超えるもの一立方メートルにつき	八〇円	

附 則（平成九年条例第一六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十七条第一項の規定は、平成九年六月一日以後に確定した使用水量に基づき算定される料金から適用する。

附 則（平成九年条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年条例第三六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の福島市水道条例の規定によりされた処分、手続、届出その他の行為は、この条例による改正後の福島市水道条例の規定によりされた処分、手続、届出その他の行為とみなす。

附 則（平成一〇年条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年条例第四〇号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年条例第四〇号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年条例第一三三号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第四一四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第二八号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行し、平成十七年五月分の水道料金から適用する。

附 則（平成一六年条例第三四四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年条例第一六号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第四一四号）

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第三四四号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行し、平成二十二年四月分の水道料金から適用する。

附 則（平成二二年条例第四二四号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日条例第一九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（福島市水道条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第四条の規定による改正後の福島市水道条例第二十七条第一項の規定は、施行日前から継続して供給している水道の使用で、平成二十六年六月一日以後に確定した使用水量に基づき算定される料金から適用する。

附 則（平成二六年一二月二六日条例第五四四号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二五日条例第五一四号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十八年七月一日から施行する。

2 この条例による改正後の福島市水道条例別表第二の規定は、平成二十八年四月分の料金から適用する。

附 則（平成三〇年一月一二日条例第五二二号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年九月三〇日条例第二八号）

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

福島市上水道事業

名称	給水区域
中央地区	柳町、御倉町、荒町、清明町、五月町、早稲町、中町、杉妻町、栄町、置賜町、本町、大町、上町、北町、舟場町、豊田町、仲間町、宮町、新町、万世町、陣場町、曾根田町、森合町、天神町、宮下町、新浜町、松木町、浜田町、五老内町、北五老内町、花園町、霞町、御山町、山下町、春日町、旭町、松浪町、入江町、上浜町、腰浜町、東浜町、桜木町、八島町、堀河町、岩谷、山神、大森、立石、北原、猫淵、滝元、坂登、石田、岩ノ前、山際、山居、茶屋下、道前、北ノ前、田中島、館ノ前、館ノ内、蝦夷、矢倉下、遠瀬戸、古川、中荒子、北中川原、高野河原下、上荒子、下荒子、本新畑、松山町、西養山、南平、金山、狐山、狐塚畑、狐塚、下狐塚、太子堂、大日堂、堂殿、駒山、妻夫石、大明神、御山堂殿、狩野、大山、京塚、大平山、清水山、所窪、児石、山居上、鴉頭森、蟹沢入、立道、小金山、蝦夷穴、熊野山、熊野峠、鶴巻、矢剣町、須川町、太田町、三河南町、三河北町、道添、三河尻前、三河尻、三河尻南、野田町一丁目、野田町二丁目、野田町三丁目、野田町四丁目、野田町五丁目、野田町六丁目、野田町七丁目、下川原、田中、清合内前、清合内、蛭田淵、台、中ノ町、道端、加賀屋敷、上谷地、上高野、高野、上沼田、相沢、清水尻、八天、竹ノ内、南町、公事田、下谷地、雷神、江向、六反田、八反田、石貝、上ノ台、道溝塚
渡利地区	岩下、金山下、丸滝、天神、城向、大久保、山ノ下、山ノ下前、弁天山、椿館、後田、福見山、転石、柳小路、小久保、舟場、七社宮、中角、八幡町、馬場町、薬師町、沖町、番匠町、中江町、沼ノ町、扇田町、岩崎町、川岸町、岩根町、仏根、岩間、三本木前、三本木、赤土、八寺沢下、梅ノ木畑、鳥帽子森の一部、三本木入の一部、山崎下、山崎、榎田、関口、高谷前、高谷、高谷入、白茨窪、扇田、岡ノ倉、欠下、坂下、早坂、茶屋、蝦夷穴、物見山、松保、沼下、沼頭、日向、北櫛森、長畑、南櫛森、女形、金山、鍛冶ケ原、鍛冶ケ原前、鍛冶ケ原下、柳沢、蛭小屋、茶臼森、山ノ入、中屋敷、桜清水、欠上、五反田、株作、金畑下、金畑、康善寺、原田、清水向、躑躅山、下館、牡丹入、高倉、滝ノ下、南十六原、北十六原、原、五郎山、入道君、鈴ケ入、稲荷山、代畑、梅久保、山ノ神、山神後、砂沢、金屋敷、東、館ノ前、前山、館、渡利町、大豆塚、小舟、小舟入、小舟原、高畑、松ケ作、引館の一部、小舟前、鳥谷、鳥谷下町、岡ノ内、平ヶ森、櫛町、平内町、丸田、越沢、小午田山、土入、東土入、来迎山、絵馬平、吹上、井戸沢、七曲、一盃清水、鑑池、胡桃沢、若林、居峰、新林の一部、畑小屋、天梅の一部、鼻毛石、箱淵、物見峠の一部、大沢坂、南唐沢の一部、北唐沢の一部、片倉、金仏、愛宕山、愛宕下、高平、中山、井戸向、敷下、稲場、鉢森、三又沢、新田、石垣、上平、割石作、清水、岩道坂、白巻、上岩谷、下岩谷、若崎崎、前河原、薬師岳、峯山、山柳沢、笠石、大巻、西ノ内、北ノ内、南向台一丁目、南向台二丁目、南向台三丁目
小倉寺地区	上大巻、中大巻、山神前、滝ノ上、下大巻、向畑、瀬林、高畑、白山前、稲場、加登内、神ノ前、白山道、中窪、平場山、膝附、美濃輪、小山、美濃輪下、三日内、堂宮敷、竹ノ内、中川原、中田、五升内、下野、馬場、前野、番匠内、寺坂の一部、捨石、経塚山の一部、池ノ作、中ノ作、辻ノ内、敷ヶ森、中ノ内、鍛冶屋、久保下、久保、稲荷田、稲荷山、花塚山、大平山、元屋敷、八月内、二反田、鬼石、兜石、町畑、赤坂、館坂、越坂、椿館、椿山、西物見

郷野目地区	全区域
鳥谷野地区	全区域
太平寺地区	全区域
黒岩地区	北井、遠沖、素利町、浅井、中沖、林ノ内、田部屋、中島、浜井場、竹ノ内、戸ノ内、房ノ内、八郎内、宮ノ下、堂ノ後、関根、榎平、沼端、沼ノ上、沼ノ下、稲場、上ノ町、諏訪山、岩山、藤西、割山、早稲田森、神ノ前、前畑、小原、中畑、山下、上川原、阿弥陀森、棚窪、継ノ窪、弥生、学壇の一部
伏拝地区	全区域
森合地区	全区域
泉地区	全区域
御山地区	全区域
南沢又地区	全区域
北沢又地区	全区域
岡部地区	全区域
山口地区	宮脇の一部、五本松、新田、小性森、小堤、藤柄、新町、町東、町尻、小人、七口、一本杉、日向、松保の一部、原、赤埴、西浦、南浦館、南浦の一部、三蔵入の一部、坂町館、坂町、休石、馬場屋敷、馬場、御膳田、丈六、田上、桐森の一部、中入、釜脇、庚壇、白山、女形、芥森、平内屋敷、砥石の一部、行部、高谷の一部、三ヶ野原、柱作、作ノ内、内越、天神前、天神、寺下、寺屋敷、山中の一部、柳沢、茶畑、新林、梨ノ木、根子原、川坂、四至田、中平、梅本、高森、小坂、大窪、金山の一部、中ノ内、荒屋敷、山神、瀬戸沢、入山の一部、御春新田、清水、沢端、古坂、下屋敷、御成、薬師前、寺前、古川、泉、上中田、中田、文字摺、文知摺前、雷、町田、館越、三本松、沼田、樽沢、文字摺前
岡島地区	薬師前、樽沢、薬師入、前畑、館、源氏山、竹ノ内、上岡本、岡本、中屋敷、鹿野、上ノ平、宮沢前、宮沢、中原、川前、宮畑、菅浦田、宮田、天神平、天神平山、獅子田、大戊ヶ森、問答山、風呂構、作田入、籠田、泥理、笹ノ森、段橋、赤沼、長岬、高松下、高松、若木立、古屋館、那目利石、戸切場、那目利石山、峨、東、中島、砂入、三島、川原、向、荒小屋、向中島、竹林、上川原
木内地区	全区域
丸子地区	全区域
鎌田地区	全区域
瀬上町地区	全区域
宮代地区	全区域
下飯坂地区	全区域
冲高地区	全区域
北矢野目地区	全区域
南矢野目地区	全区域
笹谷地区	全区域
大笹生地区	南綱島、北綱島、道海檀上、道海檀、行人田、西綱島、井戸尻、薬師原、原ノ下、作内、孤林、矢野目畑、南荒、西荒、東荒、中谷地、石田、新田、河原、原前、上新田、長老檀、海道下、海道上、敷屋敷、荒田、南幅、中鹿野、幅下、原小屋、猪畑、柿畑、南折戸、雪小屋、折戸、上河原、神ノ前、山ノ下、林合内、蟹沢、神宮内、西田、銀田、空内、竹ノ内、折戸前、井ノ面、原西、中川、原、原下、豊内、雨沼、粕屋、粕内、川南、備中、堰場、堰端、横西、横畑、横裏、影市、三本木、台、細柳、糸柳、野寺内、大畑、子畑、水口、鱧堀、桜内、若柳、栗清水、福田、三島、沢、緑田、桜畑、朱田、金田、竹ノ内前、白畑、戸ノ内、中寺、上ノ寺、鳳台寺、上ノ町、町尻、竹ノ花、上戸内、箕首内、猪畑、紙漉内、中村、中ノ内、中南、久保田、百度目木、水性檀、田中、五郎内、摺白内、白山、宮、月崎、宮ノ下、成田、寺田、宮ノ前、五反田、北台、館ノ西、藤ノ町、馬洗場、金花山、館ノ北、館ノ内、川久保、藤ノ内、中田、赤沼、敷数田、赤田、金剛内、二合内、二合内南、金剛内南、金剛内前、茂手木、東田前、太夫内、寺脇、清水下、向清水、清水内、中川原、出羽内、中道、苗代附、弥陀内前、中石田、作田、若狭内前、小林、姥壇、石仏、若狭内、若狭北、台番、桑木田、山道、儘下、中ノ内前、弥陀内、弥陀内上、御伊勢、壇ノ腰、苗代添、高土手、弁天前、大竹、庚申下、庚申塚、上新田下、杉下、杉下前、杉下南、桐田、向田、目増、目増下、下町裏、中町裏、原宿の一部、原宿南、下榎木畑、中榎木畑、上榎木畑、愛宕原、愛宕下、下沢森、上沢森、台原、上町裏、山西、台、四本木、原田、古内東、古内北、古内後、古内、梅後、梅後林、敷新田、敷、荷渡南、荷渡、荷渡前、上新田、滝本、北原、北原西、荷渡北、前野村、中井端、上石田、野村、野村後、田路、古屋敷、鷺北、田神前、前川原、川端、鷺新田、鷺、鷺下、清水田、峠原下、下峠原、峠原前新田、仲沢、峠原前、南峠原、山神前、北峠原、山神下、原際、南上鷺、上鷺、砂田、鷺南、前川、林際、掃部、掃部新田、上鷺北、上鷺西、川石田、水林の一部、北水林の一部、地蔵原甲の一部、地蔵原乙の一部、地蔵原丁、地蔵原戊、地蔵原己、地蔵原庚、地蔵原の一部、荒井北一丁目、荒井北二丁目、荒井北三丁目
方木田地区	全区域
吉倉地区	全区域
八木田地区	全区域
仁井田地区	全区域
佐倉下地区	全区域
上名倉地区	全区域
佐原地区	吉田、一後関前、二後関前、前原、下新田、西新、井戸尻、辰道、後関、(東)大平、大木坂、太田、水上、後大木坂、松大坂の一部、三助の一部、火南田の一部、竹ノ花の一部、宮林、沼田、石田、後鳴沢、樋ノ口、阿月山の一部、沼田山、沼田上の一部、寺坂の一部、台、北田、西畑、芹田、田中前、本屋敷、前鳴沢、原、前林、作田、神事場、押切川、中原前、上原前、上原、中原、南林、割石、田中内、小山、岡、東久保、西原の一部、新桜沢、熊野前、入佐原、孫石、上新田、下林、大新田、下林前、善九郎、松ノ中、川久保、榎田、休石、七金坪、六金坪、四金坪、大豆柿下、二金坪、三金坪、桜沢前、桜沢、竹ノ森、下高萩、下半内、上半内、六下原、五下原の一部、四下原の一部、三下原、一金坪の一部、清水田、東瀬戸、東瀬戸山、上高萩、上高萩山、高萩山の一部
荒井地区	下川原、鷺ノ前、込入東、込下、二本柳南、二本柳、吠内下、吠内東、込、吠内前、辻南、中島下、前ノ内、久保、久保南、戸ノ内前、中島南、坂高内下、中島、吠内、吠内北、(東)上川原、吠内上、竹ノ内下、下庭下、田中、板高内、戸ノ内下、戸ノ内、八幡下、八幡前、南八幡下、小沢、小沢前、石田、山下、小沢南、谷地田、南谷地田、宮ノ脇、寺屋敷、蟹沢、八幡上、八幡内、八幡西、八幡北、上庭南、上庭前、上庭下、下庭、上庭、上庭上、竹ノ内、竹ノ内北、東田、金剛内、二合内、二合内南、金剛内南、金剛内前、茂手木、東田前、太夫内、寺脇、清水下、向清水、清水内、中川原、出羽内、中道、苗代附、弥陀内前、中石田、作田、若狭内前、小林、姥壇、石仏、若狭内、若狭北、台番、桑木田、山道、儘下、中ノ内前、弥陀内、弥陀内上、御伊勢、壇ノ腰、苗代添、高土手、弁天前、大竹、庚申下、庚申塚、上新田下、杉下、杉下前、杉下南、桐田、向田、目増、目増下、下町裏、中町裏、原宿の一部、原宿南、下榎木畑、中榎木畑、上榎木畑、愛宕原、愛宕下、下沢森、上沢森、台原、上町裏、山西、台、四本木、原田、古内東、古内北、古内後、古内、梅後、梅後林、敷新田、敷、荷渡南、荷渡、荷渡前、上新田、滝本、北原、北原西、荷渡北、前野村、中井端、上石田、野村、野村後、田路、古屋敷、鷺北、田神前、前川原、川端、鷺新田、鷺、鷺下、清水田、峠原下、下峠原、峠原前新田、仲沢、峠原前、南峠原、山神前、北峠原、山神下、原際、南上鷺、上鷺、砂田、鷺南、前川、林際、掃部、掃部新田、上鷺北、上鷺西、川石田、水林の一部、北水林の一部、地蔵原甲の一部、地蔵原乙の一部、地蔵原丁、地蔵原戊、地蔵原己、地蔵原庚、地蔵原の一部、荒井北一丁目、荒井北二丁目、荒井北三丁目
土湯温泉町地区	下ノ町、上ノ町、堂ノ上、八郎畑、油畑、下隠台、杉ノ下、西ノ道、菅ノ沢、坂ノ上、見附、悪戸尻、赤坂、下川原
大波地区	星ノ宮向、星ノ宮、洲ノ上、堂ノ入の一部、大西、洲ノ上向、住吉、五倫平、鳥谷平の一部、鳥谷平山の一部、櫛町、的場山、岩崎、四条内、冷田山の一部、下染屋向、岩巡、寺道の一部、下染屋、寺脇、寺入の一部、藤四郎内、櫛町前、上澗内、小滝ノ入、明神の一部、大林の一部、桐ヶ作の一部、滝ノ入、石田、小豆畑、芥内、滝ノ入山の一部、古内、古内前、若地の一部、高畑の一部、山下入の一部、山下、清水、笠石山の一部、笠石の一部、入笠石の一部、内笠石山の一部、上屋敷、上屋敷前、北向、竹ノ内、古戸、通草作の一部、菅浦沢山の一部、菅浦沢の一部、館、北前、水戸内、姥ヶ懐、向小屋、宮ノ平、水戸内向の一部、黒志田の一部、真垣、真垣山の一部、荻久保入向の一部、土屋場、熊野山、戸石、戸石前の一部、荻久保の一部、奈良婦、下奈良婦、曲ヶ坂の一部、芽久保の一部、高森の一部、一里壇、一里壇入の一部、久保、染屋、荻田、中田、小奈地の一部、当下、当下向、当下向山の一部、中田向、禿石、下荻田、入荻田、懸登、台田、小畑沢、小畑沢山の一部、岡谷地の一部、反田、与五郎山の一部、新田の一部、新田山の一部、新田下の一部、笈ヶ森の一部、上台田の一部、相ノ塚、塩ノ平山の一部、塩ノ平の一部、奈良婦前の一部、岩ノ脇の一部、与五郎前的一部分、大館、城前、寺前、大染、大滝、大淵
立子山地区	入ノ田、ザラメキの一部、三枚長、兎平の一部、長畑、平、早稲田、畑ノ高屋、大岩の一部、松坂の一部、釜場、北穴の一部、ラントウ林の一部、綿ノシ川、葛所前、結撫、神ノ前、折戸、伊達岩、中田山、坪ヶ田、高稲場、降利、下平山、北谷、野城、長平、当堂ノ上、地蔵坂、上ノ平の一部、小林山の一部、石高山の一部、石高、小滝、小屋森、後呂山、後呂、右大保山、小屋森山、長曾根山、大石ヶ作、広畑、宮畑、八森山、笠松、鍛冶合内、茗荷作、茗荷作山、内ノ馬場、中平、小麦畑の一部、高柴の一部、房山、溜井下、足替田、本前林、城戸内、禿石山の一部、北ノ前、城ノ内、薬研、沢尻、中田、砥石、船石、一円寺前、町屋坂、小峠の一部、堂平の一部、作内、本内、沢尻前、清水、豊後内、内蔵場、道下、岩ヶ作の一部、屋留合内、西ノ平の一部、東西向、紙屋山、紙屋、丹波屋敷、丹波山、仲内、仲森、四道口、豊後内山、雪舟田、田屋、岫の一部、田屋向、光師保内、三久保、八戸ノ久木、金山の一部、釜屋敷の一部、高屋敷山の一部、一本木向の一部、一本木、大稲場、竹ノ内、竹ノ下、柳窪、五升畑、岡窪、北浦、林、堂手山、堂手、本館、東浦の一部、五十保内山の一部、五十保内、浜井場、四方木田、四方木田川の一部、坂ノ下、四方木田山の一部、抱除神、小袋内、畑中、巡田、房田、森内、房田、柳作、笠松山の一部、六升山の一部、一海道、六升峠、杉ノ内、五所車、八幡前、駒込、駒久保の一部、浮内山、浮内、セツ淵、河原田、河原田山、神田山、後平、松田ヒサク、篠葉沢、松木田山、八森、腰巻、目細内、上鳥川の一部、立田目木、由ヶ作、番文山、袖尾内、馬場平の一部、長橋、三ツ石の一部、越山、道平、下御代手、釈迦前、日陰、西館の一部、寺窪、子者清水の一部、上御代手、鯉内、大蔵山、オノ神、上館山、上館、桑久保山、大蔵畑、山桑、川前的一部分、入道窪、春田、藤宮、仲平山の一部、月山、牛窪、高根、薬研沢、長坂山の一部、長坂の一部、京沢の一部、京沢山の一部、入川山の一部、駒ヶ淵、高屋敷、空窪、間瀬場山、間瀬場、若ノ内、板敷、一種代、入川、弥平田、葭田、中島山、高野山、仲蔵、甚念坊山の一部、甚念坊の一部、白ヶ淵、大沢、橋端、兎田の一部、六角の一部、金井作、館ノ前的一部分、井戸沢の一部
蓬萊町地区	全区域
清水町地区	全区域
田沢地区	神ノ前、木曾内入、中ノ町、木曾内、手代森、木曾内前、沼ノ上、松本、姥懐の一部、銅屋、銅屋前、宮ノ前、宮ノ脇、明石場、躑躅ヶ森の一部、葭ヶ沢、戸ノ内、川袋、中ノ内、杉ノ内、入、寺ノ前、観音山、弥五郎、山ノ内前、山ノ内、竹ノ内、御堂内、沢尻、狸石、荻ノ草、四良館、荻ノ入、日向、御堂内向、竹ノ内向、十二御前、石内前、杉ノ内前、広窪、堰下、石内、池袋、坐王前、大石、坐王入、坐王向、石内入、入山、座頭山、宮ノ向、壇ノ前、堰田、石田、木曾内向、兎田、六角、桜台

下野寺地区	全区域
東中央一丁目地区	全区域
東中央二丁目地区	全区域
東中央三丁目地区	全区域
西中央一丁目地区	全区域
西中央二丁目地区	全区域
西中央三丁目地区	全区域
西中央四丁目地区	全区域
西中央五丁目地区	全区域
南中央一丁目地区	全区域
南中央二丁目地区	全区域
南中央三丁目地区	全区域
南中央四丁目地区	全区域
北中央一丁目地区	全区域
北中央二丁目地区	全区域
北中央三丁目地区	全区域
八島田地区	全区域
町庭坂地区	一本松、長沼、町下、町尻、柿ノ下、小道、中通、下原、中原、東原、横町、荒町、内町、新町、花沢、下花沢、江下、大堀附、石塚、春塚、堀ノ内、休所、北原、花井、石田、上原、宮田の一部、窪田、米田、高橋、大坪、山ノ下、矢細工、前田、戸ノ内の一部、中ノ内の一部、隅田、柿ノ口、地神前、水内、山崎、小丸山、宮前、宮下、大町、遠窪、坂田、坂ノ下、熊ノ堂、黄金坂、上清水、清水、清水前、金沢、七尋石、飛塚、天狗塚、割石、金腐、愛宕堂、森、小森、森ノ前、大膳橋、見附堂、湯町、塚田、女石、後生老、三斗時、仲江、堰谷地、六本松、東志田原、原田、堰ノ内、清水原、崩、新林、原際、古林、小原、大原、笠松、原ノ内、遠原三、杉ノ上、一本杉、杉ノ下、遠原二、狐林、畑外、小峠、長林、松ノ下、遠原一、石田道、原中、上林、下林、富山の一部、高湯、目洗川の一部、砥石山、湯花沢、神ノ森の一部
二子塚地区	全区域
在庭坂地区	西堰ノ内、志田表、石田内、東谷地、志田原、奥内堂、橋本、東、中屋敷、西、田中、堰下、セツ森、下谷地、宮前、上谷地、横塚、元屋敷、古屋敷、後志田、瀬戸、志田前、西後志田、堰、原岸、原畑、上川原、中川原、下川原、南上志田、上志田、山中、上志田前、小林、前志田、南、江向、藪中、庄野、市造、北前、渡辺、南原、葉師田、五十須場前、谷地岸、前谷地、上屋敷、日照沢、神明前、遠原、遠原前、五十須場、石方、壇ノ前、堰沢、元五十須場、俣下、焼野、(下)石方原、(下)弁天前、下須川端、須川端、南林、大石、姥堂、上ノ堂、下ノ堂、榎清水、榎清水前、林ノ内、後林、狐滝、西狐滝、陳ヶ前、梅田、土井下、卯通田、膳棚、漆方、稲葉、小坂、四本松、北川原、葭平、(下)水沢前、水沢、上ヶ口、堰上、(下)地蔵原、川中、(下)庚申塚、庚申原、桃畑、瀬戸原、北瀬戸原、原ノ内、宇津山の一部分、水上の一部分、清水山の一部分、前林、上須川端、大久保、小久保、堰口、堤、狐石、北林、(下)姥懐、林ノ外、志津山、城場、天戸端、沢目、瀬戸林、向河原、松原、堰場、坂ノ上の一部、笹山の一部、隠日の一部、長峰の一部、(上)庚申塚、(上)地蔵原、(上)石方原、(上)弁天前、(上)姥懐、(上)水沢前、小坂前、学校前
土船地区	全区域
庄野地区	全区域
桜本地区	下川原、的場、下蟹田、西蟹田、北須川、中須川、北蟹田、北道田、愛宕、一本松、赤浜、前川原、前畑、街道下、下田、芳谷地、須川端、代場、若狭田、多楽田、桜下、前田、天神畑、内川、下砂田、江添、前谷地、向田、下谷地、小豆田、遠北、高田、川原田、大久保、百目木、新田、細町、川端、下道田、上道田、遊山小屋、原田、皆沢、中島、森子段、下柳、柳田、下原、谷地後、宇類原、荒神、川原、玉北、玉南、玉木、北刈野、南刈野、柿畑、溜井畑、下新林、新開後、新開上、新開前、南林、下鷹ノ巣、上新屋敷、下新屋敷、上新林、中林、田尻、下林、前原、大平、田中島、熊野前、相沢、向原、北、舟石、前深沢の一部、梨子沢、梨沢前、上鷹ノ巣、下段の一部、前平の一部、会沢新林
飯野町地区	全区域
飯野町青木地区	愛宕、荒井、荒屋敷、安浪、池ノ上、石ヶ久保、石下、稲場、入石ヶ久保、入久保、入曾根、岩塚、兎田、後鴨屋敷、後宮、内山、有通、梅木田、梅木田山、梅本、大石、大館、小手神森、柿ノ久保、笠松、上安浪、上大石、上鍛冶屋、上糞屋、上越田、上オノ内、上桜、上柴伐田、上竹、上竹ノ内、上登堀、上堂ノ前、神ノ久保、神ノ前、上箱屋、上原、上東前、上日ノ倉、上尾和、上松保、上水内、上宮、上回り田、上山田、上吉原、鴨屋敷、鳥子、河原田、勘平場、北ヶ作、北向、北宮、木戸脇、岫、棚下、熊野館、毛梨子、糞屋、越田、小武木、小屋館、御所車、五反田、オノ内、オノ神、作田、桜ヶ作、沢、沢町、下鍛冶屋、下柴伐田、下関ノ上、下箱屋、下日ノ倉、下三水神、下宮、下宮向、下山田、菖蒲田、白根沢、新田、直道、関ノ上、袖ノ久保、袖松、外松保、外久保、楚利田、平、高田、竹ノ内、館向、丹波館、壇ノ腰、天神山、天王山、戸石、東柴寺、登場岫、登堀、戸ノ入、堂ノ入、堂ノ前、百目木、仲久保、仲下、仲平、仲箱屋、仲堀、仲水内、中宮、仲森、仲森入、長畑、西向、野仲、登木戸、羽境、畑ヶ田、八幡、浜井場、林蔭、林下、原、東、東曾根、東前、日ノ倉、平石、平場、平向、広表、尾和ノ内、平治内、堀米、曲屋、又四郎、又四郎内、又六内、松保、丸森、三水神、水内、宮向、向鴨屋敷、向小武木、向箱屋、向広表、回り田、餅石、薬師堂、谷谷内、柳ヶ作、矢ノ木作、山ノ神、雪戸、吉ヶ作、吉久保、吉原、連保、割田
飯野町大久保地区	全区域
飯野町明治地区	全区域

別表第二 (第二十七条関係)

一 基本料金

メーターの口径	基本料金(一月につき)	メーターの口径	基本料金(一月につき)
一三ミリメートル	一、二五〇円	五〇ミリメートル	一四、一〇〇円
二〇ミリメートル	二、五〇〇円	七五ミリメートル	三四、三〇〇円
二五ミリメートル	三、四五〇円	一〇〇ミリメートル	五五、九〇〇円
三〇ミリメートル	五、一五〇円	一五〇ミリメートル	一一五、七〇〇円
四〇ミリメートル	一〇、五〇〇円		

二 水量料金

種別及び用途		水量料金(一月につき)	
専用 給水 装置	一般用	使用水量一立方メートルから一〇立方メートルまで 一立方メートルにつき	八四円
		使用水量一一立方メートルから二〇立方メートルまで 一立方メートルにつき	一二九円
		使用水量二一立方メートルから五〇立方メートルまで 一立方メートルにつき	一九二円
		使用水量五〇立方メートルを超えるもの 一立方メートルにつき	二四七円
	公衆浴場 用	使用水量一立方メートルから二〇立方メートルまで一立方メートルにつき	三五円
		使用水量二〇立方メートルを超えるもの一立方メートルにつき	八〇円

別表第三 (第三十五条関係)

加入金 (一件につき)

メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額
一三ミリメートル	六〇、〇〇〇円	五〇ミリメートル	一、二六〇、〇〇〇円
二〇ミリメートル	一五〇、〇〇〇円	七五ミリメートル	管理者の定める額
二五ミリメートル	二四〇、〇〇〇円	一〇〇ミリメートル	管理者の定める額
三〇ミリメートル	三五〇、〇〇〇円	一五〇ミリメートル	管理者の定める額
四〇ミリメートル	七二〇、〇〇〇円		

別表第四（第三十六条関係）

一 設計審査手数料

区分	金額
一件につき	八〇〇円

二 しゅん工検査手数料（一件につき）

区分	金額
水圧検査を必要とするもの	五、〇〇〇円
水圧検査を必要としないもの	三、〇〇〇円

三 分岐立会手数料（一件につき）

区分	金額
口径七五ミリメートル以上	八、〇〇〇円

四 各種証明手数料

区分	金額
一件につき	三〇〇円

五 指定手数料（一件につき）

区分	金額
指定給水装置工事事業者	五、〇〇〇円